デジタル庁　統括官（国民向けサービス担当）

地方公共団体情報システム機構　個人番号センター長　殿

守秘義務誓約書

デジタル庁が推進する「マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォン搭載」に係る対応準備として、スマートフォン搭載に関わる技術仕様の開示申請者（以下「甲」という。）は、デジタル庁（以下「乙」という。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「丙」という。）に対し、スマートフォン搭載に関わる技術仕様の開示を申請します。なお、開示された当該技術仕様の利用（以下「本目的」という。）に際し、次のことを誓約します。

1. 本目的における機密情報とは、乙及び丙が本目的を遂行する上で必要があると認め、機密表示し開示した全ての情報及び甲が本目的の作業上知り得た乙及び丙の非公開情報をいいます。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、この限りではありません。
	1. 開示の時点ですでに公知のもの又は甲の責めによらず公知となった情報
	2. 甲が事前に乙及び丙の承諾を得て公開した情報
	3. 第三者から機密保持義務を負うことなく甲が正当に入手した情報
	4. 開示の時点ですでに甲が保持している情報
	5. 開示及び本作業上知り得た全ての機密情報によらないで、甲が独自に創作した情報
2. 上記１項の機密情報には、機密情報を含む可能性のある全ての有形資料及び電子情報のうち、次の各号に該当するものを含むものとします。
	1. 書面若しくは媒体に「機密」である旨を表記したもの
	2. 口頭による開示においては、開示時に口頭で指定し、さらに開示後14日以内に文書にて機密情報である旨を通知したもの
	3. 上記（１）、（２）の複製・要約・その他二次的資料
3. 甲は、本目的を遂行する上で知る必要のある自己の役員及び従業員以外に、乙及び丙から開示された機密情報を開示又は漏えいしません。

甲は、乙及び丙から開示された機密情報を日本国外に持ち出しません。また、機密情報を外国国籍、日本国外に勤務する役員及び従業員が閲覧可能な状態にしません。

1. 機密情報は、本目的のために必要な範囲でのみ使用し、他の用途に一切使用しません。
2. 甲は、開示された機密情報の機密保持のために合理的な措置を講じ、その機密を保持します。
3. 甲は、乙及び丙から開示された機密情報について複製が必要なときは、複製範囲を最小限とするとともに、事前に乙及び丙の承諾を受けるものとします。
4. 甲は、乙及び丙から開示された機密情報を第三者に開示又は漏えいしません。
ただし、甲は、本目的を遂行する上で知り得る必要のある範囲内で第三者に機密情報を開示する場合は、事前に乙及び丙へ通知し、承諾を受けた上で第三者に開示します。
5. 甲は、上記７項により、機密情報を開示する第三者に対し、本誓約と同様の機密保持誓約をさせるものとします。また、第三者がこれに違反した場合には、甲が本誓約書に違反したものとして、その責任を負うものとします。
6. 機密情報の取り扱いの状況について、乙又は丙から報告を求められたときは、遅滞なくその状況を書面等により報告します。
7. 乙又は丙が、機密情報を保管又は使用する場所（上記７項により機密情報を第三者に開示した場合を含む。）について実地確認の必要があると認めた場合には、これに応じます。
8. 甲は、本目的を遂行する上で、全ての成果物等が第三者の著作権、特許権及びその他の権利を侵害しないよう適切な措置をとるものとします。
9. 上記11項の場合、第三者により乙又は丙に対して著作権、特許権及びその他の権利侵害を理由として請求があった場合には、甲の自己の責任及び費用でこれを解決します。ただし、乙又は丙から開示された時点で機密情報が第三者の権利を侵害していた場合、その権利侵害に起因する請求についてはこれを除きます。
10. 甲は、乙又は丙により請求された場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに乙及び丙に返却し又は乙及び丙の指示に従い、破棄するものとします。
11. 甲は、本目的を遂行する上で機密情報を知る必要のある自己の役員、従業員及び上記７項で定める第三者に、本誓約の内容を遵守させるものとします。
12. 本誓約書に定める機密保持の期間は無期限とします。
13. 甲が上記のいずれかの規定に違反した場合又は乙又は丙の機密を漏えいしたことが明らかになった場合には、甲は、乙及び丙に直接生じた通常の損害に対して、賠償の責任を負うものとします。
14. 本誓約に関し訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
15. 本誓約に定めのない事項又は本誓約の解釈に疑義を生じたときは、乙及び丙と協議し、これを解決するものとします。

　　　　年　　月　　日

以上

（住所）

（組織名）

（代表者名）

【記入に関する注意事項】（本ページは印刷不要です）

・第６項に記述されている第三者への開示及び第７項に記述されている第三者との機密保持誓約に関する確認については、下記の2点について、デジタル庁メールアドレス宛に通知願います。

* デジタル庁　　　　　　　　　：mnc\_smartphone@digital-ml.go.jp

①：第三者の組織名

　②：開示申請者と第三者間の機密保持誓約の有無の宣言